

三田市選挙管理委員会告示第19号

三田市条例制定請求者署名簿の縦覧の期間及び場所について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第3項の規定により、三田市条例制定請求者署名簿の縦覧の期間及び場所を次のとおり定める。

令和5年6月4日

三田市選挙管理委員会  
委員長 馬場 俊彦



記

1 期間

令和5年6月5日(月)から令和5年6月11日(日)  
午前9時00分から午後5時30分まで

2 場所

令和5年6月5日(月)から令和5年6月9日(金)  
三田市三輪2丁目1番1号  
三田市役所本庁舎4階401会議室

令和5年6月10日(土)から令和5年6月11日(日)  
三田市三輪2丁目1番1号  
三田市役所3号庁舎3階会議室